

第 2 期
士幌町環境基本計画



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SHIHORO

発行：平成 30 年 3 月
改訂：令和 6 年 2 月

士幌町

目次

はじめに.....	2
1 この計画について.....	2
2 計画の期間と構成.....	2
3 基本理念.....	3
4 基本目標.....	4
5 SDGsについて.....	6
計画の内容.....	10
暮らし.....	10
ごみ.....	14
水と緑.....	17
生き物.....	22
大気・地球環境.....	24
なりわい.....	28
計画の推進.....	32
付属資料.....	36



士幌町は、十勝平野の北に美しい姿を見せる東ヌプカウシ山を西北に据え、遠く大雪山系に源を発する音更川と多くの支流・士幌川・居辺川などの清流により豊かな実りをもたらす農地など自然環境に恵まれています。私たちは、こうしたふるさとの自然の恵みを享受しながら暮らしてきました。

一方、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動や生活スタイルが定着し、事業活動や日常生活が、地域だけでなく地球全体の環境にまで負荷を与えるようになっていきます。

近年、地球温暖化による影響は大きく、今後 CO2 排出量をゼロにし、他の温室効果ガスについても削減していく必要がある中で、日本においても「2050 年カーボンニュートラル宣言」をはじめとした、2050 年ゼロカーボン実現、2030 年温室効果ガス排出量 46%削減等の目標が定められており、さらに北海道においても「北海道地球温暖化対策推進計画(第 3 次)」の策定など、温暖化対策に関する取組を進めてきました。

士幌町では、「士幌町環境基本計画」や「士幌町環境マネジメントシステム」により、温室効果ガス排出抑制のための計画を進めてきましたが、2022 年 6 月に「士幌町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年カーボンニュートラルを見据えた新たな目標設定が必要となっています。

2022 年度に策定した「士幌町再生可能エネルギー導入計画」は、士幌町の現状の温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーのポテンシャルを示し、2030 年と 2050 年に目指す温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、士幌町が有する課題に対し、ゼロカーボンシティ推進協議会において地球温暖化対策を通じて同時解決するための施策検討を目的としており、本計画には、内容等の基本的な骨組みはこれまでの計画を踏襲しつつ、ゼロカーボン推進に係る取組や環境の変化に伴う新たな視点や課題、変化等に対応すべく施策の方向や取り組み、活動指標を位置づけました。

今後も、この計画に基づき町民や事業者の皆様参加と連携を図るとともに、環境行政の着実な推進に努めて参ります。

結びに本計画の策定に際しては、ご尽力いただきました環境審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。



令和 6 年 2 月

士幌町長 高木 康弘

はじめに

1 この計画について

本町では、平成19年3月に「土幌町環境基本条例」を制定しました。

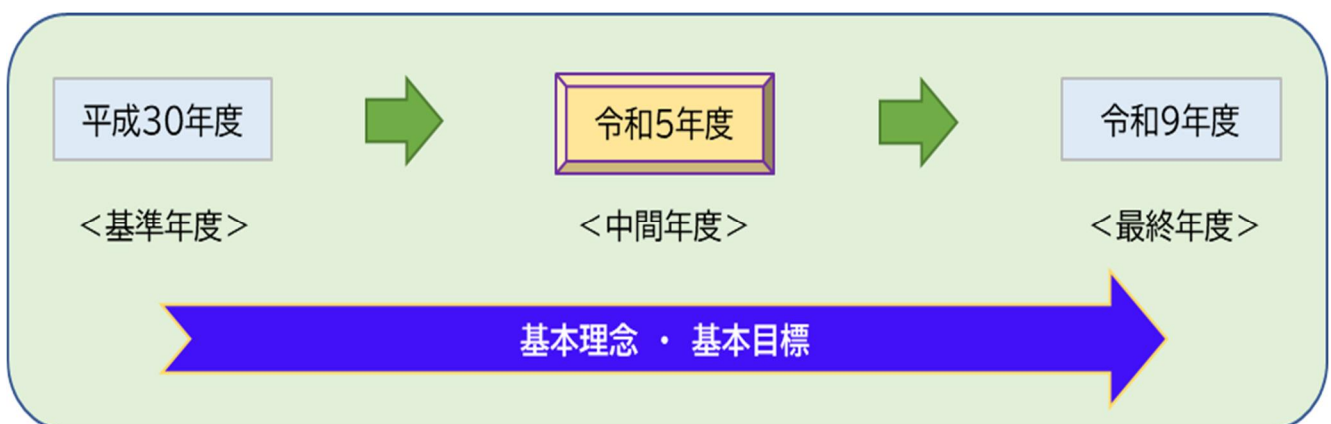
条例では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(環境基本計画)を定めることとしており、平成20年から10年間を期間とした「土幌町環境基本計画」を策定し、『持続可能な循環型社会の実現』を基本理念とし、計画に基づいて環境保全に関する取り組みを進めてきました。

このたび、平成29年度で計画期間が終了するため、平成30年度から取り組む上での基本となる、新たな計画を策定しました。

計画の策定にあたっては、土幌町の最上位計画である「総合計画」をはじめ、国の「第五次環境基本計画」、北海道の「北海道環境基本計画[第3次計画]」、本町の「再生可能エネルギー導入計画」と整合するよう考慮しました。

2 計画の期間と構成

計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とし、中間年度で諸環境変化を踏まえ基本目標を弾力的に見直すことにします。



3 基本理念

持続可能な循環型社会の実現

私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ぎます

私たちのまち「土幌町」は、広大な十勝平野の北部、大雪山国立公園の東山麓に位置し、先人達が幾多の山火事から守り育ててきた東ヌプカウシヌプリ、その山麓に広がる土幌高原を有し、音更川、土幌川、居辺川が緑豊かな大地を流れています。

先人たちは、うっそうと広がった昼なお暗い原生林を切り拓き、卓越した知恵と住民の努力によって、農業を基幹産業として林業、商工業などの産業を発展させ、現在では全国でも有数の農業のまちとなりました。

しかし、今日の発展を支えてきた経済活動による大量生産、大量消費、大量廃棄は私たちを取り巻く環境に様々な影響を及ぼし、生命の基盤である地球環境にも及んでいます。私たちは、この恵み豊かな環境と先人の偉業を自分のものとして受け取るだけでなく、世代を越えて引き継ぎ、また創造していかなければなりません。

そのためには、土幌町に住む町民一人ひとりが社会活動を通じ、環境に配慮したやさしい行動に改め、環境への負荷の少ない社会を創り上げていくことが必要です。

私たちは、このような認識のもと、町、事業者及び町民等が一体となって互いの協働により、土幌町の良好な環境を保全し、並びに創造し、持続可能な循環型社会を実現する事を目指します。(土幌町環境基本条例条文)

4 基本目標

基本理念に掲げた「持続可能な循環型社会の実現」を目指し、身近な表現を用いて、基本目標をつぎのように定めます。

■【くらし】 私たちが責任を持つ、ゆとりとうるおいのある環境

くらしの中で環境保全を意識した取り組みが進む一方、町民の生活様式が多様化・複雑化し、人口減少により環境を守る担い手が減少するなか、一人ひとりが、「参加してよかった」と実感できる行動をさらに推進し、環境負荷の少ないまちづくりの実現を目指します。

■【ごみ】 焼却・埋立量1/2を目指すごみリサイクル社会の実現

リサイクル率は向上していますが、1人あたりのごみの排出量は平成17年度と比較して36.7%の削減にとどまっています。ごみの減量化や分別の徹底による再資源化を町民と協働の中で積極的に推進し、1人あたりの可燃・不燃ごみ量が平成17年度と比べて半減することを目指します。

■【水と緑】人と自然が共に生きる、うるおいのある緑ゆたかなまち

土幌町は恵まれた自然環境を有しています。「うるおいある緑豊かなまち」を維持するため町民1人ひとりの水・緑への関心を高めることを目指します。

■【生き物】 生き物の保全と適正管理

土幌町内に生息する生物の保全・保護を地球温暖化や防災の観点から見つけ、適正な管理を行います。また、近年問題となっている外来生物の定着による既存生態への影響を抑えるため、町民・事業者・町が協働し、生態系の維持に努めます。

■【大気・地球環境】 地球温暖化に対する「緩和」と「適応」

地球温暖化によって引き起こる問題が地球規模で深刻化するなか、二酸化炭素削減(=緩和策)と実際に現実のものとなっている温暖化の影響への対策(=適応策)を両輪で進める必要があります。町民と行政が環境についてともに考え行動するまちを目指し、再生可能エネルギーの導入と省エネの取り組みをより一層積極的に進めるとともに、温暖化の影響に負けない地域づくりを進めていきます。

■【なりわい】 土幌町の特色を生かした持続可能なまちづくり

土幌町の農村景観をいかした魅力ある町づくりを、町一体となって進めます。また、土幌町内で生産される食べ物・エネルギーを町内で循環し、地産地消の取組を広げます。

■【推進体制】 PDCA(計画、実行、点検・評価、見直し)サイクルの確立

本計画の推進については、平成17年から運用している環境マネジメントシステム(*LAS-E)に基づき、町民との協働によりチェックと評価の体制をみんなで築き、環境施策を着実に進めます。

*LAS-E:Local Authority's Standard in Environment(環境自治体会議が定める環境政策基準)のことで、環境配慮や環境政策に取り組むためのしくみを、自治体が確立運用し、その取り組み内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準です。

基本理念

私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ぎます
持続可能な循環型社会の実現

基本目標

令和9年度達成目標

くらし	私たちが責任を持つ、 ゆとりとうるおいのある環境	町の生活環境に関する 住民満足度 80%
ごみ	焼却・埋立量 1/2 を目指 す、ごみリサイクル社会の 実現	1人あたりの可燃・ 不燃ごみ量 50% (H17年度比)
水と緑	人と自然がともに生きる、 うるおいのある緑豊かなまち	水・緑・生物の保全活動に 参加した延べ 6,500人
生き物	生き物の保全と適正管理	
大気・ 地球環境	地球温暖化に対する 「緩和」と「適応」	新エネルギーによる 発電量 38.2%増 13,000Mwh (H28年度比)
なりわい	士幌町の特徴を生かし た持続可能なまちづくり	地産地消イベントに参加 した延べ人数 100,000人

推進体制

PDCA(計画、実行、点検・評価、見直し)サイクルの確立
チェックと評価の体制をみんなで築き、環境施策を着実に進めます

5 SDGsについて



SDGsは2015年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において150か国以上の加盟国により採択されたものです。人間、地球及び繁栄のための行動計画として2030年ごろまでにめざす世界の姿として17のゴール(目標)と169のターゲット(指標)を掲げています。

今、この17のゴールに向けて世界中の国や地域が動き始めています。私たちの足元の暮らしと地球がつながっていること、私たちの日々の行動や選択を変えていくことで、よりよい世界の実現につながることを意識しながら町の環境施策を進めていきたいとの思いから、各施策に対応するSDGsのゴール・ターゲットを整理しました。

各施策タイトルの隣にあるマークは、その施策に関連が深いSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)のゴールを示すものです。

施策と SDGs ターゲットの関連

	施策の方向性	関連する SDGs のターゲット	
くらし	景観ガイドプランの推進により快適な環境をつくります	6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	公害防止対策により安全安心な環境を維持します	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	不法投棄の無い安心して健康に暮らせる環境をつくります	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	空地・空家を適正に管理します	-	
ごみ	消費者と事業者の環境配慮への動機付けを誘導します	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	ゴミの発生を抑制します	12.5	(再掲)
	食品の無駄な廃棄を削減します	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
水と緑	既存する河川・排水路を出来る限り残します	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	雨水浸透施設を増やし、雨水浸透面積	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を

	を守ります		確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
		6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	景観・生態系に優れた「守るべき水辺」を増やします	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
		6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	自然環境保護地区や林地の保全、植林活動に努めます	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
公園の維持管理は協働体制ですすめ、公園の質の向上を図ります	-		
生き物	農業経営へ継続的に支援を行います	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
		15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	生態系に配慮し、親水性のある水路を増やします	6.6	(再掲)
		6.b	(再掲)

大気・地球環境	エネルギーの利活用を3つのプロジェクトで進めます	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
		7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
		13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	気候変動に備える	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
		13.3	(再掲)
なりわい	地産地消を促す場づくりの促進	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
		8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	農村景観を守り個性的なまちづくりへ	8.9	(再掲)
	循環型農業推進プロジェクト	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質すべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

(参考)SDGsの17のゴール

計画の内容

くらし

私たちが責任を持つ、ゆとりとうるおいのある環境
達成目標:町の生活環境に関する住民満足度 80%

1 めざす姿

この10年間で私たちのくらしのあり方は大きく変わりました。土幌町が「ごみ改革」や環境マネジメントシステムの導入等を行ったことがきっかけで、自らの行動を地域に押し広げ、地域と連携してよりよい環境をつくる行動を行ってきました。

今後更に、責任を持ちながら、生活習慣・生活様式を変えることにより、地球温暖化、CO2削減につなげていくことが必要です。

そのためには、町民が地域で身近な環境に配慮し、土幌町の特性を活かして、大勢の人が参加・協力し合い、一人ひとりが「参加してよかった」と実感できる行動を進めることにより、ゆとりとうるおいのある環境を目指します。

2 これから取り組むこと

施策の方向:景観ガイドプランの推進により快適な環境をつくります



①実現のポイント・推進体制

- ・ 人と自然が共生する地域を作るために、住宅周辺や公園など身近な緑から、道路、河川、耕地防風林と繋ぐ緑のネットワークを形成し町と町民が協働して行うことで、話合いの場へとつなげます。
- ・ 市街部の道路沿いに様々な花を植えたり街路樹を植えることにより快適なみちづくりをすすめます。実現した道路については、町・町民・町内会等で広くPRして、町内全域における快適な環境づくりの実現を促します。
- ・ 下水道区域以外の主に、農村地区においてトイレの水洗化をすすめ、より良い衛生環境を保ちます。

②どのように実現(推進)するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・現在ある土幌町の景観の良さを地域人々にも理解してもらうための地域講座を行います。 ・道路等景観形成のあり方について、町づくり懇談会などを通して事業者・町と協議しながら景観形成を進めます。 ・花いっぱい運動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等景観形成のあり方について、町づくり懇談会などを通して町と協議しながら景観形成を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町づくり懇談会などを通して住民との意見交換をしながら景観形成を進めます。 ・道路沿いの景観保全のため、街路樹の剪定や雑木枝の除去を行います。 ・合併浄化槽の設置を進めます。

③行政の活動指標

- 町づくり懇談会等での意見要望件数
- 実現した道路景観形成箇所数
- 合併浄化槽の設置数



まちづくり懇談会

施策の方向: 公害防止対策により安全安心な環境を維持します



①実現のポイント・推進体制

- ・ 澱粉工場の廃液の悪臭・騒音・振動については事業者の努力により対策効果があがったことで、殆ど出現なくなっていますが、今後突発的な発生等、継続的に見守る必要があります。
- ・ 家畜から排出されるふん尿対策としてバイオガスプラントや屋根付き堆肥盤設置等の事業が行われており今後は施設管理面での正しい運営が望まれます。

②どのように実現(推進)するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・町民・事業者・町との連携しながら、環境審議会を中心として住民の声が反映しやすい協働活動を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害についての検討会に積極的に参加し、現在行っている事業について再度見直す部分がないか検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオガスプラントの設置・活用により、衛生的で環境に配慮した酪農を推進します。 ・公害対策のための定期的な検査の実施、検査データの公表や関係機関への協力要請を継続して実施します。

③行政の活動指標

- バイオガスプラント・堆肥盤設置数
- 環境基準達成率
- 河川水質検査の実施回数と関係団体への協力要請数



バイオガスプラント施設

施策の方向:不法投棄の無い安心して健康に暮らせる環境をつくります



①実現のポイント・推進体制

- ・町民・町内会・商工会・町・警察等の中での協力体制を強め、不法投棄の対策の検討を定期的・継続的に行います。
- ・先進事例の学習や現状認識、商店街等の施策の検討を行ない、町民・町内会・商工会が協働して対策を提案する中で、合意形成を図り、不法投棄のないまちのイメージを広げます。

②どのように実現(推進)するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・町民・町内会が中心となり道路周辺及び公民館近辺のごみ・空き缶拾い等定期的な活動を行います。 ・町内会による不法投棄に対する見回り行います。 ・不法投棄があった場合町担当課に連絡します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会を中心に市街部の定期的道路清掃を行います。 ・町民・町内会で行う不法投棄のパトロール活動に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のさまざまな主体と連携してクリーン作戦を行います。 ・不法投棄をしない・させない為の情報発信、町ぐるみでの監視を強化します。

③行政の活動指標

- 不法投棄の箇所数・量
- 清掃に関わった人数
- 不法投棄の情報の公表回数



不法投棄の回収

施策の方向:空地・空家を適正に管理します

①実現のポイント・推進体制

- ・地区公民館及び駐在区内の安全確認の一環としての環境見回りの実施します

②どのように実現(推進)するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で空地・空家の実態を把握し、防犯も視野に入れた環境の見回り及び危険箇所の通報を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用予定のない空地の適正な管理を行います。 ・空地・空家の適正な維持管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空地・空家の適正な管理・活用に向けた情報の収集、発信、助言を行い、空家対策協議会と連携して特定空家等の解消に努めます。 ・不動産業者、建設業者、金融機関等と連携し、空家の利活用方法を検討します。

③行政の活動指標

- 危険箇所の通報件数及び指導件数
- 空家利活用件数
- 不適切な状況の空家件数(特定空家の指定)

○本措置のイメージ

被相続人が居住の用に供していた家屋及びその敷地 (ポイント 1) → 相続 → 空き家 (ポイント 2) → 耐震リフォーム (耐震性がある場合は不要) → 譲渡 (ポイント 3) → 空地 → 取壊し → 譲渡

空き家の譲渡所得3,000万円特別控除の適用(※)

(※)本特例を適用した場合の譲渡所得の計算
 譲渡所得 = 譲渡価額 - 取得費(譲渡価額×5%(※)) - 譲渡費用(除却費用等) - **特別控除3,000万円**
 ※ 取得費が不明の場合、譲渡価額の5%で計算

【具体例】相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

<p><前提条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年建築 ・被相続人が20年間所有 ・除却費200万円 ・取得価額不明 	<p>○本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額: 0円 $(500万円 - 500万円 \times 5\% - 200万円 - 3,000万円) \times 20\% = 0円$</p> <p>○本特例がない場合の所得税・個人住民税額: 55万円 $(500万円 - 500万円 \times 5\% - 200万円) \times 20\% = 55万円$</p>
--	---

ごみ

焼却・埋立量1/2を目指すごみリサイクル社会の実現

達成目標:1人あたりの可燃・不燃ごみ量 50%

1 めざす姿

生活様式の多様化等を背景に、産業活動や日常生活から発生される廃棄物の質・種類も多様化しています。大量生産、大量消費、大量廃棄により発展してきた社会経済のあり方や、消費優先のライフスタイルを根底から見直し、社会を構成する主体がそれぞれの責任と役割を認識し、資源循環型のごみゼロ社会を目指し履行する事が必要です。

このような考えのもと、土幌町が十勝管内で最もごみの少ないまちとなることを目指し、可燃・不燃ごみ排出量を平成17年度と比較して1/2となる事を目指します。

また、使用済み小型家電の回収など、リサイクルに対する取り組みが強化されてきていますが、資源として回収している資源物についても、「発生回避」や「発生抑制」を根底に、削減にむけた取組を実施します。

2 これから取り組むこと

平成17年度の可燃・不燃ゴミ量は、761g/人でした。平成28年度現在は482g/人で、36.7%の削減にとどまっています。

本計画においても引き続き平成17年度と比較して1/2(381g/人)となるように取組みます。

資源ゴミについては「発生回避」や「発生抑制」を事業者・販売者に対して啓発を実施し、ごみ・資源の総量を抑えた、小さな循環を目指します。

施策の方向:消費者と事業者の環境配慮への動機付けを誘導します



①実現のポイント・推進体制

- ・ 環境問題に取り組む団体等に、ごみの減量や再資源化の意識の向上を醸成する研修の機会を作ります。
- ・ 商工会を中心に商店街にエコポイント制度への参加を働きかけ、環境に配慮した消費動

向の仕組みをつくります。

- ・ 事業者・町民がともに目に見える形で環境への貢献が体感できるシステムを作ります。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・環境への関心を深めるため研修会に参加します。 ・エコポイントの活用 ・どのような行動がエコの対象になるのか理解します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の環境意識を高めるシステムとしてエコポイント制度の促進を図ります。 ・販売店の業種ごとに専門の観点から対象となる行動の見直しおよび提案を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、エコポイントの導入の普及促進する体制を構築します。 ・町民に対して、広報誌やホームページを通して周知を行います。 ・環境への関心を深めるための研修会を実施します。

③行政の活動指標

- 研修の回数
- 周知した回数
- エコポイント対象事業者数



研修風景

施策の方向:ゴミの発生を抑制します



①実現のポイント・推進体制

- ・ 町内販売店・事業者・町が協力してゴミの発生回避、排出抑制の取組を進めます。
- ・ 具体的なゴミの発生回避方法や排出抑制にかかる方法を広報誌等で紹介します。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・返却が可能な包装材はスーパー等へ持っていき、※1 リターナブル容器(びん等)は確実に戻します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及しているエコバッグのほか、マイボトル、マイ箸の活用をPRします。 ・※1 リターナブル容器を増やし、店頭回収を促進します。 ・プラスチック容器などの店頭回収を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコバッグのほか、マイボトル、マイ箸の利用を促進します。 ・※1 リターナブル容器の積極的な調達や、リース・レンタルの効果的な活用を図ります。 ・生ごみ処理容器導入助成を拡大します。

※1. 使用後に回収することにより、1 回限りでなく複数回使用できる容器。ビールビンや牛乳瓶などで使われている。

③行政の活動指標

- 生ごみ処理容器導入補助件数
- 1人1日あたりの可燃・不燃ゴミ排出量



生ごみ処理容器(コンポスト)

施策の方向:食品の無駄な廃棄を削減します

12 つくる責任
つかう責任



①実現のポイント・推進体制

- ・ 食べ残しを減らすため、食べきり運動・お持ち帰りの推進を図ります。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・食べきれないほどの食材を買わないようにします。 ・食べきれないほどの料理を作らないようにします。 ・残った食材は、別の料理の素材として活用します。 ・外食時には、食べきれる量を確認して、注文します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店では、ハーフサイズや小盛などのメニューを設定します。お持ち帰りを推進します。 ・小売店では、食材のバラ売りを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しが出ないように、町民のライフスタイルの転換を促します。 ・飲食店・小売店には小盛やバラ売りを奨励し、町民には広報誌やホームページ等で食品の無駄をなくす事例を紹介します。

③行政の活動指標

- 文書通知や広報誌等で紹介した回数



水と緑

人と自然が共に生きる、うるおいのある緑ゆたかなまち
達成目標:水・緑・生物の保全活動に参加した延べ人数 6,500人

1 めざす姿

私たちのまちは総土地面積の約1/4が林野地という豊かな自然環境を有しています。現在、緑の量は横ばい傾向にありますが、質は変化してきているのではないかと考えられます。

また、農業施策による基盤整備事業により経済的には効果が出た反面、農地が本来持っていた保水力が落ちてしまい、大雨が降ったときのみ主要河川の水量が多くなり、通常時には少量の水しか流れない状況となっています。

これらは、一つの施策だけでは大きく方向転換することができません。これからは現在保たれている自然環境の保全対策を継続して積み上げていくことが必要です。

また、環境の整備地と保全を求める動きに的確に応えるため、河川や緑地の特性と地域の風土・文化などに応じた整備を推進するためには、地域との連携が不可欠です。

地域との連携を深めながら「環境の整備と保全」と「地域との連携」を目指します。

2 これから取り組むこと

土幌町では町内の自然環境や資源保全のために、土幌町自然環境等保全条例を制定し、しほろ自然環境に親しむ会による自然環境保全の啓発活動が行われています。今後はより多くの町民が現地を観察しながら「環境」の実情とその「循環」を知ること、そして世代を超えた「人のつながり」を育むことが重要です。

今後の町民・事業者・町の役割や行動の基本は、自然環境を共有財産の一つとして維持・保全することをそれぞれの立場で継続し、推進していくことです。

施策の方向:既存する河川・排水路を出来る限り残します



①実現のポイント・推進体制

- ・水路の現況を把握するために、町民と事業者と町が協働して組織を結集し、「水路機能診断票」を作成し、各水路の現況と保全優先順位、課題等を整理し、広く公表します。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・「水路機能診断票」づくりに参加し、診断票に基づき、町民による維持管理の場所・方法を検討し、用水の維持保全を行います。 ・水路にかかわる計画について、意見や提案を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水路機能診断票」づくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水路機能診断票」づくりのための資料情報の提供など作成を支援します。 ・「水路機能診断票」を広く広報します。 ・災害の未然防止につながる河川の保全管理を進めます。

③行政の活動指標

- 水路機能診断票づくりに参加した人数
- 水路の水質を、取水した河川以上に維持【指標:河川水質環境基準によるB類型】

施策の方向:雨水浸透施設を増やし、雨水浸透面積を守ります



①実現のポイント・推進体制

- ・農地・緑地の保全や浸透柵設置のための基金・寄付金を集めるしくみをつくり、推進する組織をつくります。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・新設および既存建物に雨水浸透柵を設置します。 ・地下水位のデータ収集調査に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内緑化や雨水浸透柵の設置、浸透性舗装への切替え等に協力します。 ・建替え等により緑地やグラウンド(裸地)の改変を要する場合は、同等の浸透面積を確保するよう代替策を講じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透区域の新築物件への雨水浸透柵設置を推進します。 ・既設住宅の浸透柵の設置数、浸透能力、浸透面積の実態を土地利用現況図などから現状把握し、町民へ情報提供します。 ・雨水浸透施設や貯留施設の設置等、雨水利用を広報紙などでPRします。

③行政の活動指標

- 雨水浸透柵の設置数
- 土地利用現況図により算定した雨水浸透面積



雨水浸透柵

施策の方向: 景観・生態系にすぐれた「守るべき水辺」を増やします



①実現のポイント・推進体制

- ・ 自然体験型の活動等を含めた中で組織化し、持続可能なネットワークを構築します。
- ・ 学校や町民の「水」や「水辺利用」についての関心や理解を深めます。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・「水辺マップづくり」に参加します。 ・水辺でのイベントを企画・実施します。 ・「水」に関する環境学習を企画・実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民や町が行う「水辺づくり」や環境学習などに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水辺マップづくり」の作成に協力し、資料情報を市民に提供し、広く広報します。 ・子どもから大人までの環境教育・学習を積極的に推進します。

③行政の活動指標

- 水辺イベントの開催数
【数値目標: 3回(イベント)/年】



水辺イベント

①実現のポイント・推進体制

- ・ 緑地の開発を抑制し、現在の緑を維持保全する体制づくりを進めます。
- ・ 雑木林の保全を目的にした講座や観察会などを定期的・継続的に開催し、緑に対する町民の意識・関心を高めます。
- ・ しほろ自然環境に親しむ会などとの活動と協力・連携します。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・しほろ自然環境に親しむ会が中心となって自然環境保護地区を維持します。 ・監視人を定めて保護地区の監視業務を定期的に行います。 ・緑に対する意識を持ち、話合いや維持管理などへ参加します。 ・雑木林の維持管理の技術習得に努めます。 ・植林事業に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な開発行為を行うときには町と協議を行います。 ・情報共有・技術習得を含め、緑の維持管理作業に参加します。 ・植林活動を実施、または参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林地については特に二酸化炭素の吸収源の働きがありその保全のため、毎年一定額の予算を確保します。 ・植林事業を実施します。 ・樹林地などの開発抑制に努めます(宅地開発等の事前のチェック、協議の体制づくり)。 ・広域的な丘陵地のつながりを考えた緑地の保全について検討します。 ・自然環境に親しむ会と連携し、緑地の適正管理に努めます。 ・防風林については、針葉樹から、よりCO₂吸収率の高い広葉樹への転換をはかります。 ・*オフセット・クレジット(J-Ver)制度に取り組みます。

*オフセット・クレジット(J-Ver)制度: 国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット(J-VER)として認証する制度です。

③行政の活動指標

- 植林事業実施回数
- オフセットクレジットの取得
- 広葉樹転換率



自然環境保護地区の清掃活動

施策の方向:公園の維持管理は協働体制ですすめ、公園の質の向上を図ります

①実現のポイント・推進体制

- ・ 町民による積極的な参加・利用・整備をすすめます。
- ・ 公園整備の地域アンバランスを是正します。
- ・ 地域の環境にあわせた改修をすすめ、子どもたち・お年寄り・障がいのある方にも使いやすい、災害時の機能にも配慮した公園づくりを行います
- ・ 公園や街路樹の落ち葉の堆肥化のしくみを拡大していきます

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・公園の利用、整備・防犯・防災などについて地域で話し合い、改善・整備について提案します。 ・公園や街路樹の維持管理に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の敷地内の緑化に努めます。 ・地域で行う緑化活動に積極的に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に沿った公園整備を図ります。 ・町民・民間団体・事業者・町などによる協働体制を整え、公園の計画、整備、維持管理をすすめていきます。 ・自然環境、地域ニーズに配慮した植栽、風景になじむデザインとします。 ・緑をつなぐ街路樹の整備をすすめます。 ・緑の重要性についてPRします。

③行政の活動指標

○清掃に関わった人数



公園



清掃活動

生き物

生き物の保全と適正管理

達成目標:水・緑・生物の保全活動に参加した延べ人数 6,500人

1 めざす姿

緑は、生き物の生息環境、人を癒す効果、風景をつくる、防災、温暖化やヒートアイランド現象の抑制など、多くの機能・役割を持っており、長年私たちの暮らしを支えてきました。しかし、日本国内においては開発行為等の人間活動や多くの外来生物の定着により生物の多様性が脅かされている現状です。

国では生物多様性国家戦略を策定し、5つの課題を掲げています。その中の一つに「生物多様性に関する理解と行動」とありますが、町民一人ひとりが生物多様性について関心を持ち、理解することから、町内の生物を保全・保護することへつながります。

土幌町内の緑の量は近年横ばい傾向にありますが、将来的にも現在の自然環境を維持し、町内に生息する生き物の保全、また、適正な管理を行うため、町民・事業者・町が協働して取り組む必要があります。

2 これから取り組むこと

土幌町では町内の自然環境や資源保全のために土幌町自然環境等保全条例を制定し、しほろ自然環境に親しむ会による自然環境保全の啓発活動が取り組まれています。

また、農業においても、環境保全型農業に取り組むシステムづくりを各種機関と連携して取り組んでいます。

既存の自然環境を有効に活用し、町内に生息する生き物の生態系を保全します。



①実現のポイント・推進体制

- ・ 多面的機能支払事業など環境保全型農業に取り組むシステムを拡充させます。
- ・ 経営、流通、指導などの支援を行う援農システムづくり(農協等の各機関との連携拡大)を進めます。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家と町民が協働の活動組織を立ち上げ農地・農道・水路維持管理活動に参加します。 ・ また自然環境保護の観点から子ども達と一緒に生き物調査等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家は、作物などの情報提供、発信に努めます。 ・ 農業についてもっと多くの町民に理解してもらうための交流会を開催します。 ・ 話合いの場を設けるなど、農協の役割を拡大します。 ・ 生き物の生息地を守るため、勉強会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支払事業を基本とする農業経営の支援事業予算を確保し農業経営の安定と農地の保全を図ります。 ・ 農家間のネットワーク、農家と消費者の話合いの場を設けます。 ・ 現在行っている生き物調査を他地区にも展開します。 ・ 外来生物の進入を予防し、町内の生態系の維持に努めます。

* 多面的機能支払事業: 旧農地水環境保全対策事業

③行政の活動指標

- 管理活動や生き物調査の実施回数
- 町・農家・消費者間の話合いの件数
- 多面的機能支払事業件数



生き物調査

①実現のポイント・推進体制

- ・水路清掃などに町民がかかわりやすく、地域のコミュニティを活性化するしくみを町民・農家・町など協力して創設します。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・水質・生態系調査(動物・植物等)、観察会を継続して実施します。 ・水路清掃の作業に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水路清掃の作業に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親水性、生態系に配慮した浄化能力の高い(素掘り)水路への改修をすすめます。 ・水質・生態系調査を定期的・継続的に実施し、結果を広報します。 ・災害の未然防止につながる河川の保全管理を進めます。

③行政の活動指標

○生物の多様性【指標:生物学的水質判定基準による*1βm～*2Os 水域の生物】

○明渠整備実施箇所数

*1 βm:ややきれいな水域

*2 Os:きれいな水域



生態系配慮した明渠工事(フトン籠使用)



水量を確保したい居辺川



水質を維持したい音更川

大気・地球環境

地球暖化に対する「緩和」と「適応」

達成目標:新エネルギーによる発電量 13,000MWh 38.2%増

1 めざす姿

国際的にも地球温暖化による影響は多大であり、今後 CO2 排出量をゼロにし、他の温室効果ガスについても削減していく必要があることが示されています。

こういった背景の中、我が国においても「2050年カーボンニュートラル宣言」をはじめとした、2050年のゼロカーボン実現、2030年温室効果ガス排出量46%削減といった目標が定められ、各府省庁において、様々な温暖化対策に関する取組が進められています。さらに北海道においても、「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)」の策定をはじめ、温暖化対策に関する取組をいち早く進めてきました。

士幌町においては、これまで「士幌町環境基本計画」、「士幌町環境マネジメントシステム」により、温室効果ガスの排出抑制のための計画を定め進めてきましたが、国内外の動向を踏まえ、2022年6月に「士幌町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年カーボンニュートラルを見据えた新たな目標の設定が必要となっています。

今回策定した「士幌町再生可能エネルギー導入計画」においては、士幌町の現状の温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーのポテンシャルを明らかにし、2030年と2050年に目指すべき温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、士幌町が有する課題に対して、地球温暖化対策を通じて同時解決するための施策を検討することを目的とします。また、現実のものとなりつつある気候変動の町内への影響を把握・予測しながら災害時の備えを進め、町民1人ひとりがゆとりと豊かさを実感して暮らせる安心で快適なまちを目指します。

2 これから取り組むこと

【北海道環境基本計画(第3次計画)】では新エネルギーの導入量(発電量)について令和3年度から概ね10年までに約43.0%増加させることを目標としています。士幌町内では令和3年度実績で新エネルギー(公共施設の太陽光発電とバイオガスプラント発電)による発電は11,341MWhありますが、令和9年度までに24.4%増である14,998MWhとなることを目指します。また、町の取組や成果を情報発信することにより町民・事業者への取組につながるよう働きかけます。

近年、気候変動による気温や海水面の上昇などに伴う海岸低地の水没、干ばつ・集中豪雨・洪水等の異常気象・自然災害の増加、食料生産・水資源の減少などの現象が各地で報告

されており、いち早く予測情報の収集と影響分析、多様な団体と連携した対策の構築を図る必要があります。(※1MWh=1000kWh、1kWh=0.001MWh)

施策の方向:エネルギーの利活用を3つのプロジェクトで進めます



①実現のポイント・推進体制

- ・【普及啓発活動・公共施設での率先導入・町民のエネルギー導入】3つの重点を置き、取り組みます
- ・普及啓発事業(イベント)の実施・町民による積極的な参加・利用・整備を進めます。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業(イベント)に参加します。 ・町民自ら新エネルギーを導入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業(イベント)を実施します。 ・事業者自ら新エネルギーを導入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入を支援する情報提供や助成制度の効果的な運用を行います。 ・公共施設における再生可能エネルギーの更なる導入普及を図ります。 ・家庭や事業所における省エネルギーの徹底を図るため、住民・事業者と連携した取組を進めます。(省エネ家電、省エネ改修の情報発信、事業所 ESCO の実施支援、HEMS・BEMS 導入支援など) ・環境マネジメントシステムの運用により公共施設における省エネルギーの徹底を継続します。

*ESCO:エネルギー使用者に対し、省エネ方策の提案や機器導入などの省エネ支援を行い、そのコスト削減の一部を報酬として受け取るビジネス

*HEMS:家庭で使われるエネルギーを管理するシステム

*BEMS:ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム

③行政の活動指標

- 公共施設再生可能エネルギー導入件数
- 再生可能エネルギー導入普及啓発回数
- 省エネ家電、改修の情報発信数

①実現のポイント・推進体制

- ・ 各種訓練や啓発事業(イベント)の実施・町民による積極的な参加・整備を進めます。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
・各種訓練や啓発事業等に参加します。	・各種訓練や啓発事業等に協力します。	・確実に訪れる気候変動(温暖化など)への備えを進めるため、予測情報の収集と町内への影響分析、多様な団体と連携した対策の検討に着手します。

③行政の活動指標

- 啓発事業回数
- 気候変動影響の把握、適応策の検討実施



訓練様子

なりわい

士幌町の特色を生かした持続可能なまちづくり
達成目標:地産地消イベントに参加した延べ人数 100,000人

1 めざす姿

現在、エネルギー資源として多く利用されている石油は、環境への負荷が問題視されているだけでなく、枯渇性資源(増加速度が遅く、使うほど減少していく資源)であり、いずれ無くなるのが危惧されています。このような枯渇性資源の依存から脱却し、新たなエネルギーへの転換を図り、環境に優しい持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

士幌町は農業先進地であり、十勝管内でもトップクラスの自給率を誇ります。町内で生産した豊富な食料を町内で消費することにより、*1フードマイレージの低減、農業の更なる発展と関連産業の活性化を促進することを目指します。

エネルギーにおいては、地域内資源をいかした再生可能エネルギーとして、家畜ふん尿を熱源としたバイオマス発電を行っており、1年間で約6,933tのCO₂の削減につながっています。今後もエネルギーの地域内循環を進め、持続可能なエネルギー利活用を目指します。

また、農村景観も含め士幌町の豊かな自然環境をいかし、「美しい景観づくり」「活力ある地域づくり」「魅力ある観光空間づくり」を進めている「*2シーニックバイウェイ北海道」の取り組みに参加し、西北十勝全域と連携した個性的な地域づくりを目指します。

*1 フードマイレージ:「食料(=food) 輸送距離(=mileage)」のことで、なるべく地域内で生産された食料を消費することによりフードマイレージを抑え、食糧輸送の際に出るCO₂排出量などの環境負荷を低減させていこうという考え方を示すときに用います。

*2 シーニックバイウェイ:アメリカを発祥とし、「景観」を意味する“Sean(シーン)”の形容詞“Seanic(シーニック)”と、「わき道」を意味する“Byway(バイウェイ)”を組み合わせで名付けられたものです。

2 これから取り組むこと

食育やイベントを通じてきっかけづくりをしていくとともに、安心安全な士幌産の食べ物を道の駅を拠点に提供することで、地産地消の取り組みを浸透させ、更なる農業の発展につなげます。

エネルギーについては、平成15年から導入し、現在では町内に14基を保有しているバイオマス発電設備の更なる導入に向け協議をしていく必要があります。

また、地域住民と行政が連携して、「みち」をきっかけに、シーニックバイウェイ北海道の取り組みを進めます。

①実現のポイント・推進体制

- ・ 町民参加型で運営する地産地消の取組(イベント)を開催します。
- ・ 町民・農協・町の協働で、農とのふれあい、付加価値の高い農産物の商品化など土幌ブランドの開発を実現します。
- ・ 青空市・収穫祭において、町ホームページ及び広報紙を使って積極的にPRします。
- ・ 農家・農協・町民・商工会が協力し合い、地産地消を推進する体制づくりをさらに推進します。

②どのように実現(推進)するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・青空市・収穫祭の運営会議や運営に参加し、にぎわいづくりに協力します。 ・青空市・収穫祭に出荷する農家が必要とする場合は、荷造り・運搬などのサポートを行ないます。 ・土幌産の食品を購入する買物を心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した売り方・買い方のモデルを道の駅を拠点に確立・発信します。 ・商店街などで、地元産の野菜等を取り扱うことに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅及び市街部の中に、公共性を持つスペースを設け、大勢の人が集い、地場産野菜や加工品などを売ったり、事業者の紹介などさまざまな情報等も入る青空市・収穫祭の定期開催を、関連する課が協働して運営協力を行います。 ・フードマイレージの低減(食料輸送に伴う環境負荷を低減させる)という観点から、地産地消を促す場づくりを促進します。 ・地場産品の給食への供給率向上を目指します。

③行政の活動指標

- 地産地消の取組実施回数、参加人数



収穫祭



①実現のポイント・推進体制

- ・ 農村景観を守り、その景観を個性的なまちづくりに活かします。(シーニックバイウェイ指定ルートによる地域づくり)

※シーニックバイウェイとは地域の魅力を「道」でつなぎながら地域と行政が連携して美しい景観づくり、魅力ある地域づくりを目指す制度です。

※十勝平野・山麓ルートは、士幌町のみならず、西北十勝全域に広域連携事業として推し進めるものであり官民一体となって地域景観を守り、個性的な地域づくりを目指すものです。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
・グリーンツーリズムの活動 花植・草取り・道路清掃の実施 フォトコンテストの開催 パンフレット・イベントマップの作成	・商工会の活動 *シーニックバイウェイの活動内容を詳細に紹介して広報活動及び参加推進を図ります。 ・観光協会の活動 シーニックカフェの設置	・帯広開発建設部を中心とし、清水・新得・鹿追・足寄・陸別・上士幌・士幌の7町による*シーニックバイウェイ 十勝平野・山麓ルート運営行政連絡会議との連携による地域づくりを推進します。

③行政の活動指標

○イベント開催数(シーニックカフェ・フォトコンテストなど)、参加人数

シーニックバイウェイとは

アメリカを発祥とする「シーニック・バイウェイ」は、『景観』を意味する“Sean(シーン)”の形容詞“Seanic(シーニック)”と、『わき道』を意味する“Byway(バイウェイ)”を組み合わせ名付けられたものです。

①実現のポイント・推進体制

- ・ 循環型農業推進プロジェクト

新エネルギーと最新技術の融合した最先端の循環型農業を目指し、観光に優しい農業を実践することで土幌町農業の付加価値を高めます。

②どのように実現するか～町民・事業者・町の行動として

町民の行動	事業者の行動	町の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・普及・啓発イベントに参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオガス高度利用研究及び調査検討を行います。 ・雪氷、バイオマス等を活用した農業生産の研究をし、実施に向けて推進します。 ・未利用バイオマス活用に係る調査・検討をし実施に向けて推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオガスプラントの調査や設置にあたり、情報提供や補助をすることで推進します。

③行政の活動指標

- 町内バイオガスプラント導入数、発電量

計画の推進

PDCA(計画、実行、点検・評価、見直し)サイクルの確立
チェックと評価の体制をみんなで築き、環境施策を着実に進めます

1 推進のしくみ

(1) Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(見直し) サイクルの確立

- ・ 数値目標や指標をできる限り定め、その達成状況や推移を定期的に把握していきます。
- ・ 環境基本条例に基づく、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を把握し、目標達成に貢献しているかどうかを評価し、行動を見直していきます。
- ・ 公共事業実施にあたっては、(別に定める)チェックリストに従い、環境負荷の状況や環境配慮の実施状況を記載した環境配慮計画書を提出するしくみを確立します。

(2)独自の環境マネジメントによる運用

- ・ 町民・事業者が参画し、町と協働で数値目標の達成状況や計画に基づく事業の実施状況を審議し、これまでの LAS-E 規格を基にした独自システムによる方式を検討・導入します。
- ・ 町民および事業者の行動のアンケート調査、またはチェックシート方式によって行動状況を把握し、町民や事業者の環境意識の向上を図り、公表します。
- ・ このマネジメントを行う組織は、計画を実行する組織とは別の運営ですすめることが望ましく、今後少しずつ体制を整えています。

2 推進体制

(1)土幌町環境審議会

- ・ 町民・民間団体・事業者・町などが、よりよい土幌町の環境を整えるために協働し、環境基本計画の推進・進行管理を行っていく場として「土幌町環境審議会」が設立されています。
- ・ この会議は、土幌町の良好な環境を確保するために、あらゆる立場の人々が環境問題についての行動を起こすために話し合い、活動に結びつけていくことを目標とします。
- ・ 内部監査後、環境審議会にて評価を行います。

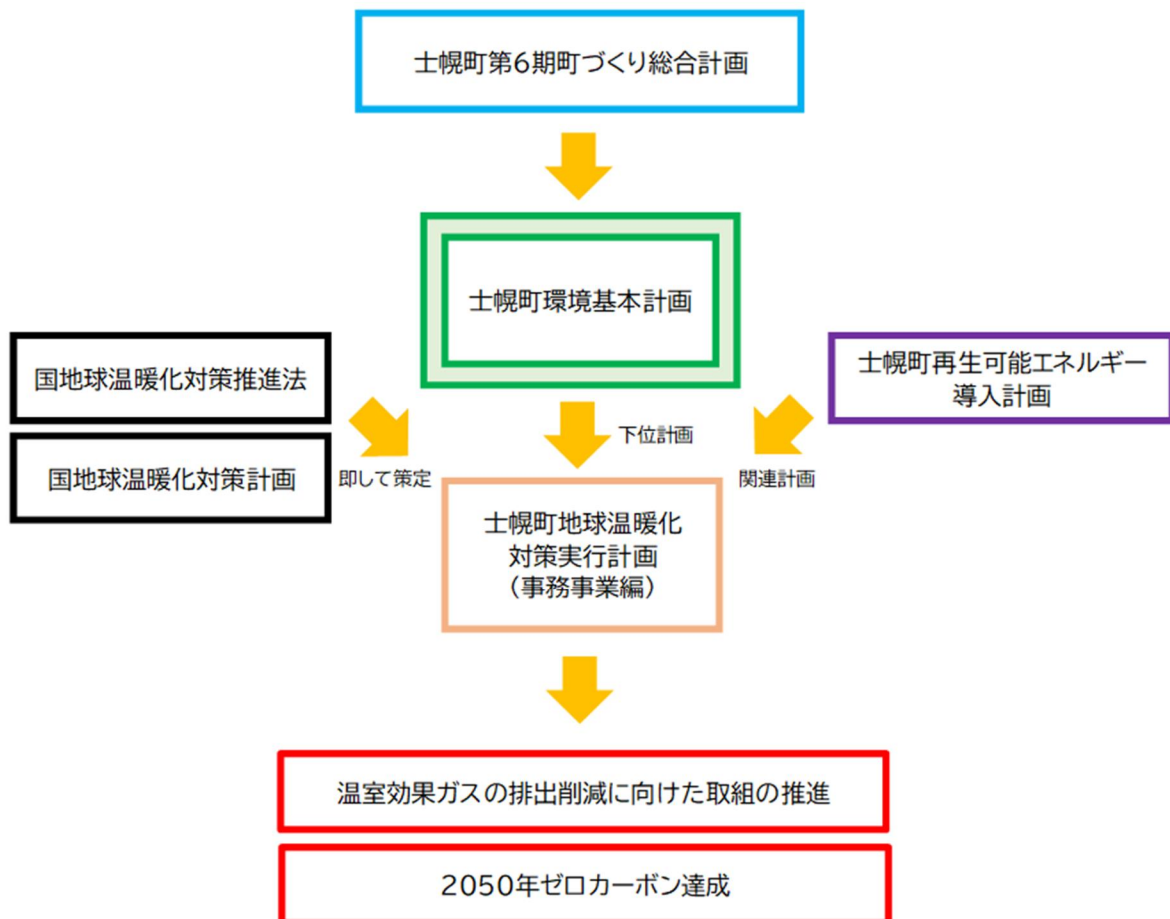
(2)事務局

- 事務局は、町民、事業者、町が協働体制で担い、町民、民間団体、事業者、町などがネットワーク型に連携した組織運営が望まれます。事務局機能についても、町に依存するのではなく、町民・事業者と町などがそれぞれの役割などを確認しながらすすめていく必要があります。

(3)評価組織

- 環境基本計画は土幌町環境マネジメントシステムにより進捗状況を管理しています。環境マネジメントシステムの取組は、内部組織である環境審議会により評価されます。

◆ 土幌町環境基本計画の位置付け



士幌町環境宣言

森が燃えていました

森の生き物たちは われ先にと逃げていきました

でもクリキンディという名の

ハチドリだけは いったりきたり

口ばしで水のしずくを一滴ずつ運んでは火の上に落

としていきます動物たちがそれを見て

「そんなことをして いったい何になるんだ」といつ

て笑います

クリキンディはこう答えました

「私は、私にできることをしているだけ」

(出典:「ハチドリのひとしずく」(環境運動家 辻信一監修)光文社)

この話は南米のアンデス地方に伝わる民話です。

みどり豊かな環境を守り育てることは、私たちの大きな願いです。

私たちは、かけがえのない環境を次世代へ引き継ぐため、地域の環境を大切にする責任があります。「今、私たちにできること」のひとしずくで、ふるさと士幌を「環境にやさしい豊かな町」とするため、ここに宣言をします。

- 1 地域の環境を守り育てる取り組みを 私たち一人ひとりが 家庭や地域からはじめます
- 1 水やみどり 空気などの自然環境を大切にし 人と自然が共生できる環境づくりをすすめます
- 1 新しいエネルギーの利用や省エネルギーに心がけ 環境にやさしいまちをめざします
- 1 安全・安心を高める 循環型のまちづくりにつとめます
- 1 環境を思いやる心を育てる 学習や教育をすすめます

平成 21 年 3 月 19 日

士 幌 町

士幌町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、人々の日常生活や産業活動、生態系に影響を与える深刻な問題となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが世界共通の長期目標に掲げられ、そのためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要とされています。

我が国では、2020年10月の内閣総理大臣所信表明において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする(2050カーボンニュートラル)、脱炭素社会の実現」を目指すことが宣言されました。

さらに北海道では、国に先駆け、2020年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことが表明され、本道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林など吸収源の最大限の活用により、環境と経済、社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととなりました。

本町ではこれまで、「士幌町環境基本条例」を制定し、環境基本計画や新エネルギービジョンに基づく取組みを進め、家畜ふん尿によるバイオガスプラントの整備促進や太陽光発電施設の設置など、再生可能エネルギーの積極的な導入にも取り組んでまいりました。

今後においても、環境行政の着実な推進を図りつつ、本町が目指す「輝く未来へ しほろ創生」を実現し、「真に豊かな農村しほろ」を次世代の子どもたちに引き継いでいくため、地球温暖化対策のさらなる推進に向けた決意を示し、地域や事業者の皆様と一体となって連携・協働し、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「士幌町ゼロカーボンシティ」へ挑戦することをここに宣言いたします。

令和4年6月3日

士幌町長 高木 康弘

付属資料

1 士幌町環境審議会委員名簿

役職等	公職・役職等	氏 名
委員長	環境審議会	東村 達夫
委員	環境審議会	貝守 良光
委員	環境審議会	大西 廉子
委員	環境審議会	佐藤 昭雄
委員	環境審議会	佐藤 弘夫
委員	環境審議会	足立 留貨
委員	環境審議会	加藤 弘子
事務局	士幌町地域戦略課 課長	小野寺 務
事務局	士幌町地域戦略課主幹兼 ゼロカーボン推進係長	坂井 現
事務局	士幌町地域戦略課ゼロカーボン推進係 主任	上田 美月
事務局	士幌町地域戦略課ゼロカーボン推進係 主任	増田 雄也

(令和 5 年度時点)

2 SDGsロゴ説明

1	貧困		あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2	飢餓		飢餓をゼロに
3	保健		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4	教育		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6	水・衛生		すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
7	エネルギー		手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8	成長・雇用		すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
9	イノベーション		レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
10	不平等		国内および国家間の不平等を是正する
11	都市		都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
12	生産・消費		持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13	気候変動		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14	海洋資源		海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸上資源		森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16	平和		公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
17	実施手段		持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

第 2 期 士幌町環境基本計画

平成 30 年 3 月 発行

令和 6 年 2 月 改訂

士幌町環境審議会・士幌町地域戦略課

〒080-1292 北海道河東郡士幌町字士幌 225 番地

TEL(01564)5-2211(代表) FAX(01564)5-4304



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SHIHORO

